会計年度任用職員（職員課 事務補助員）登録案内

1　会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは１会計年度（各年４月１日から翌年３月 31 日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから 1 か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

また任期終了後、下記の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考（勤務成績を資料とした選考）を受けることができます。ただし、次年度の任用に関して、予算化されない等の際には、前述の選考がされない場合があります。

<公募によらない選考による再度の任用の条件>

・人事評価における特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A 以上」であること。
・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと(欠勤等の日数の換算方法等は、「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照)。
・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

2　登録について

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日（年度をまたぐ場合は４月１日）」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日（３月31日）」までです。

（例１）勤務開始可能日：令和８年４月１日
　　→登録期間：令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
（例２）勤務開始可能日：令和８年６月１日
　　→登録期間：登録日から令和９年３月 31 日まで
（例３）勤務開始可能日：令和９年２月１日
　　→登録期間：登録日から令和９年３月 31 日まで

市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。）及び登録申込書を西東京市総務部職員課（田無庁舎５階）へ持参又は郵送してください。

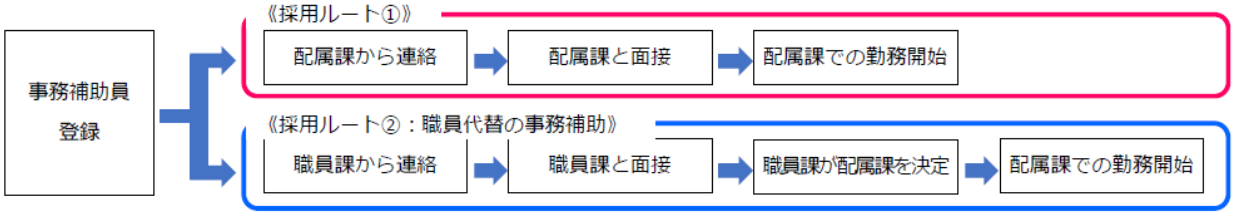
提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方にご連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、勤務開始可能日の属する年度の末日まで採用候補者名簿に登載されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

◆登録～採用までの流れ



※事務補助員には、登録～勤務開始までの流れが２通りあります（どちらかだけの登録はできません。）。
※採用ルート①の場合、配属課と直接面接をしていただきます。配属課が必要とする期間中の事務補助をお願いするものです。
※採用ルート②の場合、職員課と面接後、こちらで配属課を決定させていただきます。育児休業等職員が休業期間中の事務補助をお願いするものです。
※どちらの採用ルートでも業務内容は同じです（ただし、配属課によって異なる場合があります）。

3　欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から２年を経過しない人

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4　主な勤務条件等

次の勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験のご案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しくご説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

職名	事務補助員
業務内容	印刷、入力、書類の受渡しその他軽微な事務に関する業務
時間単価	1,280 円
勤務場所	西東京市役所田無庁舎、保谷庁舎、その他の施設
勤務日数及び勤務時間	月曜日から金曜日までの間で５日以内 午前９時から午後４時までの間で１日６時間 休憩時間は、正午から午後１時まで
期末・勤勉手当	西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により、一定の条件を満たす場合に支給あり
社会保険等	共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険 ※地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与
雇入れ時健康診断	共済組合へ加入対象の方は要件を満たす場合、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、健康診断を受診

5　提出・お問合せ先

提出先：〒188-8666　東京都西東京市南町 5-6-13　西東京市役所総務部職員課

電　話：042-460-9813（直通）